(平成 15 年 10 月 1 日平成 15 年規則第 73 号) 改正(令和 7 年 3 月 27 日令和 7 年規則第 61 号)

第1条~第20条 (略)

第3章 事業の推進方法・推進体制等 第2節 総括実施型研究の推進方法

(ERATO 運営・評価委員会)

- 第21条 総括実施型研究の研究領域及び研究総括に関する次の各号について調査及び審議するため、機構にERATO運営・評価委員会を置く。
 - (1) 研究領域及び研究総括の設定に係る調査、選考等に関する事項
 - (2) 研究領域における研究の推進に関する事項
 - (3) 中間評価及び事後評価に関する事項
 - (4) 継続研究の措置に関する事項
 - (5) その他業務の遂行に関する事項
- 2 ERATO 運営・評価委員会の構成及び運営は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) ERATO 運営・評価委員会は、パネルオフィサーをもって構成し、開催にあたっては、 議題に応じたパネルオフィサーが出席するものとする。
 - (2) ERATO 運営・評価委員会に、事業を統理する理事が指名する委員長を置く。
 - (3) 委員長は、ERATO 運営・評価委員会を主宰し、必要に応じて外部の専門家の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 3 ERATO 運営・評価委員会の下に、選考に関する調査等を円滑に推進するための選考パネル及び研究領域ごとの中間、事後評価等を円滑に実施するための分科会又は評価会を置くことができる。
- 4 選考パネルは、次条第5項に定める選考・推進パネルオフィサー及びパネルメンバーにより、分科会は、パネルオフィサー及び次条第12項に定める分科会委員により、評価会は、次条第17項に定める評価会委員によりそれぞれ構成する。
- 5 選考パネルに、機構が指名する主査1名を置く。また、主査が指名する副主査1名程度を 置く。

(パネルオフィサー、パネルメンバー、分科会委員及び評価会委員)

- 第22条 事業における総括実施型研究の研究領域及び研究総括の設定に係る調査、選考、中間評価、事後評価等を的確かつ効果的に実施するため、機構にパネルオフィサーを置く。
- 2 パネルオフィサーの任務は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 研究領域及び研究総括の設定に係る調査、選考等に関すること。
 - (2) 選考した研究領域の運営及び研究領域における研究の推進に関し、機構の求めに応じて助言を行うこと。
 - (3) 中間評価及び事後評価
 - (4) その他業務の遂行に必要な支援に関すること。

- 3 パネルオフィサーの要件は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 専門とする研究分野において、先見性及び洞察力を有していること。
 - (2) 研究マネジメントを行った経験を有していること。
 - (3) 優れた研究実績を有し、関連分野の研究者から信頼されていること。
 - (4) 公平な評価を行いうること。
- 4 パネルオフィサーは、研究主監会議の意見を聴いた上で、理事長が委嘱する。
- 5 パネルオフィサーのうち、第2項第1号の任務及び必要に応じて第2項第1号以外の任務 を行うパネルオフィサーを選考・推進パネルオフィサーと称し、第2項の任務のうち、第1 号以外の任務を行うパネルオフィサーを推進パネルオフィサーと称する。
- 6 パネルオフィサーの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 前条第4項のパネルメンバーは、選考・推進パネルオフィサーの要請等に基づき理事長が 委嘱する。
- 8 パネルメンバーの任務は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 研究領域及び研究総括の設定に係る調査、選考等に関して意見を述べること。
 - (2) 選考・推進パネルオフィサーを専門的な観点から補佐すること。
- 9 パネルメンバーの要件は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 専門とする研究分野において、先見性及び洞察力を有していること。
 - (2) 優れた研究実績を有し、関連分野の研究者等から信頼されていること。
 - (3) 公平な評価を行いうること。
- 10 パネルメンバーの任期は1年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 11 前項の規定にかかわらず、機構は期間を限定してパネルメンバーを委嘱することができる。
- 12 前条第4項の分科会委員は、パネルオフィサーの要請等に基づき理事長が委嘱する。
- 13 分科会委員の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 中間評価、事後評価において意見を述べること。
 - (2) パネルオフィサーを専門的な観点から補佐すること。
- 14 分科会委員の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 専門とする研究分野において、先見性及び洞察力を有していること。
 - (2) 優れた研究実績を有し、関連分野の研究者等から信頼されていること。
 - (3) 公平な評価を行いうること。
- 15 分科会委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 16 前項の規定にかかわらず、機構は期間を限定して分科会委員を委嘱することができる。分 科会委員が任務を終了したと認められるときは、委嘱等を解くことができる。
- 17 前条第4項の評価会委員は、パネルオフィサー等の意見を聴いた上で、理事長が委嘱する。
- 18 評価会委員の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 中間評価及び事後評価
 - (2) その他業務の遂行に必要な支援に関すること。
- 19 評価会委員の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 専門とする研究分野において、先見性及び洞察力を有していること。
 - (2) 優れた研究実績を有し、関連分野の研究者等から信頼されていること。
 - (3) 公平な評価を行いうること。

- 20 評価会委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 21 前項の規定にかかわらず、機構は期間を限定して評価会委員を委嘱することができる。評価会委員が任務を終了したと認められるときは、委嘱等を解くことができる。
- 22 パネルオフィサー、パネルメンバー、分科会委員及び評価会委員(以下「パネルオフィサー等」という。)は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。 その職を退いた後も、同様とする。

第23条~第47条 (略)

第4章 事業の評価

第1節 事業における研究領域及び研究課題に係る評価 第1款 通則

(評価方法等)

第48条 事業における研究領域及び研究課題に係る評価方法等は、事業に係る評価実施に関する規則(平成15年達44号)に定めるもののほか、この章に定めるところによる。

(評価における利害関係者の排除等)

- 第49条 評価にあたっては、公正で透明な評価を行う観点から、被評価者の利害関係者が加 わらないようにするものとする。
- 2 利害関係者の範囲は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 被評価者と親族関係にある者
 - (2) 被評価者と大学等の研究機関において同一の学科、専攻等に所属している者又は被評価者等が所属している大学等若しくは大学等を経営する法人の役員その他経営に関与していると見なされる者及び当該法人を代表して対外的に活動する者
 - (3) 被評価者と同一の企業に所属している者又は被評価者が所属している企業の親会社等 にあたる企業に所属している者
 - (4) 被評価者と緊密な共同研究を行う者 (例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、 あるいは被評価者の研究課題の中での研究分担者など、被評価者と実質的に同じ研究グ ループに属していると考えられる者)
 - (5) 被評価者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者
 - (6) 被評価者の研究課題と直接的な競争関係にある者
 - (7) その他機構が被評価者の利害関係者であると判断した者

(被評価者への周知)

第50条 評価の担当部室は、評価の目的、評価方法(評価時期、評価項目及び基準、評価手続き)を被評価者に予め周知するものとする。

(評価方法の改善等)

第51条 評価の手続きにおいて得られた被評価者の意見及び評価者の意見は評価方法の改善 等に役立てるものとする。

(評価の担当部室)

第52条 この規則における評価の担当部室は、戦略研究推進部及び研究プロジェクト推進部とする。

第2款 公募型研究における研究課題及び総括実施型研究における研究領域の評 価及び追跡調査

(評価の実施時期)

- 第53条 評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) (略)
 - (2) 中間評価

研究予定期間が5年以上を有する研究について、研究開始後、3年ごとを目安として 実施する。なお、5年未満の研究についても、評価実施主体の方針に基づき中間評価を 実施することができる。ただし、研究予定期間が5年程度で研究終了前に事後評価の実 施が予定される研究課題及び総括実施型研究における研究領域(以下この款において「研 究課題等」という。)については、研究課題等の性格、内容、規模等に応じて、研究開発 計画等の重要な変更の必要が無い場合には、評価実施主体が毎年度の実績報告等により 適切に進行管理を行い、中間評価の実施は必ずしも要しない。

(3) 事後評価

研究の特性や発展段階に応じて、研究終了後できるだけ早い時期又は研究終了前の適切な時期に実施する。

第54条~第58条 (略)

(中間評価)

- 第 59 条 中間評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 中間評価の目的

研究課題等毎に、研究の進捗状況や実施状況を把握し、これを基に適切な資源配分、研究計画の見直しを行う等により、研究課題等の目的達成に向けたより効果的な研究推進に資することを目的とする。

- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究課題等の目的達成に向けた研究の進捗状況及び今後の見込
 - イ 研究課題等の目的達成に向けた研究実施体制及び研究費執行状況
 - ウ 相手機関との研究交流状況と今後の計画(外国の研究機関等と共同して研究を実施するものに限る。)

なお、上記アからウの具体的基準については、中間評価の目的を踏まえ、評価実施 主体が定める。

(3) 評価者

ア 公募型研究

公募型研究においては、研究総括が、研究総括補佐、領域アドバイザー、必要に応じて機構が選任する外部の専門家の協力を得て行う。

イ 総括実施型研究

研究領域毎に、分科会又は評価会が、必要に応じて機構が選任する外部の専門家の協力を得て行う。

なお、上記ア及びイについては、必要に応じて海外の研究者や専門家に評価への参 画を求める。

(4) 評価の手続き

研究課題等毎に、評価者が、被評価者からの報告、被評価者との意見交換、研究実施場所での調査等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(事後評価)

- 第60条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 事後評価の目的

研究課題等の研究目的の達成状況、研究実施状況、波及効果等を明らかにし、今後の研究成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。

- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究課題等の研究目的の達成状況
 - イ 研究実施体制及び研究費執行状況
 - ウ 研究成果の科学技術及び社会・経済への波及効果(今後の見込みを含む。)
 - エ 相手機関との研究交流状況(外国の研究機関等と共同して研究を実施するものに限る。)

なお、上記アからエの具体的基準については、事後評価の目的を踏まえ、評価実施 主体が定める。

(3) 評価者

ア 公募型研究

公募型研究においては、研究総括が、研究総括補佐、領域アドバイザー及び必要に 応じて機構が選任する外部の専門家の協力を得て行う。

イ 総括実施型研究

研究領域毎に、分科会又は評価会が、必要に応じて機構が選任する外部の専門家の協力を得て行う。

なお、上記ア及びイについては、必要に応じて海外の研究者や専門家に評価への参 画を求める。

(4) 評価の手続き

研究課題等毎に、評価者が、被評価者からの報告、被評価者との意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第61条~第83条 (略)

第5章 報酬等の支払い

(領域アドバイザー等に対する謝金等)

第84条 事業に関して機構が委嘱又は任命する研究主監、特定成果の強化・加速(イノベーション指向型研究の加速・深化を除く。)のプログラムオフィサー、研究領域統括、研究総括補佐(研究総括補佐(総括実施型研究)を除く。)、領域アドバイザー、領域運営アドバイザー、専門アドバイザー、加速アドバイザー、支援アドバイザー、推進パネルオフィサー、パネルメンバー、分科会委員、研究推進委員、その他必要に応じて課題評価等において機構が任命する外部の専門家が会議等に出席した場合には、別に定めるところにより謝金、旅費等を支払う。

第85条 (略)